

別記様式第1号(第四関係)

くまこうげんちょう ほくせいぶ  
久万高原町北西部地区 活性化計画

愛媛県  
愛媛県久万高原町

平成25年4月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	久万高原町北西部地区活性化計画
都道府県名	愛媛県
市町村名	久万高原町
地区名	野地横通、槇の川、落合久万郷、東明杖
計画期間	平成25年度～平成29年度

## 目 標 :

既存の農業用排水施設を保全・整備し、高齢農家や担い手に負担の少ない農業生産基盤の再構築を行い、地域が目指す環境保全型農業の持続的な発展と棚田地域の持つ景観や自然環境の保全を図る **ことにより、農業従事者の定住化を図る。**

具体的な数値目標としては、農地面積の減少や耕作放棄地の拡大を防止し地域の基幹作物であるブランド米の生産力を維持するため、事業実施予定箇所の耕作放棄地2筆(A=0.3ha)の解消を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

計画地区は久万高原町の北西部に位置し、皿ヶ嶺連峰に源を発した一級河川久万川が縦走し、その両岸に耕地が広がっており、新緑・紅葉・雪景色と四季折々の美しい自然にあふれる山村地域となっている。地域の主産業は農林業であり、水稻・夏秋野菜等の栽培が盛んに行われている。

特に夏秋野菜については、地域の気象・地形条件を活かした高冷地野菜のトマトやピーマンの栽培が盛んに行われ関西市場では高い評価を得ている。また、早くから環境保全型農業を実践し、水稻の減農薬栽培やトマト・ピーマンについては、「有機農産物及び特別栽培農産物にかかる表示ガイドライン」に基づく認証を受け産地を形成している。

しかし、近年の農産物価格の低迷や過疎化・農家の高齢化の進行による農業労働力不足など、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

### 現状と課題

本地区は急峻な地形条件のもと、水稻と高冷地野菜の栽培を中心として農業を営んでいるが、立地条件の厳しさと過疎化・高齢化の進行にともない、農業従事者の高齢化や担い手不足がすすみ、遊休農地の増大や労働力不足による農業生産力の低下、農業用施設の粗放化、更には地域コミュニティの崩壊が懸念されている。

このため、農業経営の安定と所得向上を図るとともに、担い手の確保や農地・農業用施設の保全対策を推進し、地域の活性化を図っていくことが重要な課題となっている。

## 今後の展開方向等

- ①環境保全型農業の推進による、農業所得の向上と自然環境の保全
- ②農業生産基盤の整備による、担い手農家の確保と農業生産の低コスト化
- ③既存農業用施設の再整備による、農地・農業用施設の維持保全

これらの施策を実施し地域の活性化を推進することにより、地域の耕作放棄地の解消に伴う農家の営農意欲の向上を図り、農業従事者の定住化を促進する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
久万高原町	野地横通地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	久万高原町	有	ニ	H25～H28
久万高原町	槇の川地区	基盤整備(農業用排水施設)	久万高原町	有	イ	H27～H29
久万高原町	落合久万郷地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	久万高原町	有	ニ	H26～H28
久万高原町	東明杖地区	基盤整備(農業用排水施設)	久万高原町	有	イ	H26～H28

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
久万高原町	久万高原	中山間地域総合整備事業	愛媛県	H20～H26

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

久万高原町北西部地区(愛媛県久万高原町)	区域面積	8,600ha
<b>区域設定の考え方</b>		
①法第3条第1号関係：  当該区域の総面積8,599.8haのうち農林地面積は8,181.7haで約95%を占め、就業人口(2,454人)のうち約18%(430人)が農業従事者となっており、農林業が主産業となっている区域である。		
②法第3条第2号関係：  本区域内の総人口(H20 5,829人→H24 5,414人)は減少傾向を続け、また農業従事者の高齢化傾向は深刻(農家の高齢化率は45.2%：農林業センサス2010)であることから、活性化のために定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。また、本区域は久万高原町総合計画の中で、農業従事者以外の人々へ広く農地を提供し、後継者や農業支援者の育成に努める農業生産ゾーンに設定されている。		
③法第3条第3号関係：  当該計画区域からは市街化区域を除外しており、市街地を形成している区域を含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし
------

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">該当なし</div>	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了の翌年度（平成30年度）の9月末までに、愛媛県農地整備課及び久万高原町建設課において、農家基本台帳に基づき、耕作放棄地の解消並びに担い手への利用集積等が推進されたかを確認し、第三者（農業委員会）による評価により検証する。

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	平成25年度～平成29年度
くまこうげんちょう 久万高原町	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農地整備課	089-912-2535	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
久万高原町建設課	0892-21-1185	0892-21-2860	kensetsu@kumakogen.jp

# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	(野地横通地区)	
	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	21.4 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に小規模農林地等保全整備により整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b> 本地区は久万高原町の北西部に位置し、高地特有の寒暖差や山から流れ出る清流を利用し、水稻の栽培を中心とした農業を営んでいるが、長引く農業不振や担い手不足、農業従事者の高齢化等の進行により、遊休農地の増大、労働力不足による農業生産力の低下、農業用施設の老朽化などが懸念されている状況である。 そのため、老朽化の著しい農業用排水施設を再整備することで、すでにブランド化されている清流米の安定した生産及び品質向上が確保されるとともに、管理が容易な耐久性畦畔や湧水排除のための <b>ほ場内排水路</b> の整備を行うことにより、維持管理労力が軽減され、延いては担い手の確保や農地を維持保全し、地域の活性化を図ることが期待される。  よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。  $\text{農用排施設}(A=20.6\text{ha}) + \text{耐久性畦畔・湧水処理}(A=9.5\text{ha}) - \text{重複面積}(A=8.7\text{ha}) = \text{受益面積}(A=21.4\text{ha})$		
事業活用活性化計画目標	(横の川地区)	
	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	11.8 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b> 本地区は昭和55年～昭和56年にかけて地区再編農業構造改善事業において、区画整理が行われ農地及び営農の向上が図られているが、整備後30年余りが経過し、用排水路の老朽化が進行しており、亀裂や損壊等により取水及び排水機能の低下が <b>顕著となっている</b> 。未改修の用排水路は長年の雨水等により相当痛んでおり、補修に多大な労力を費やすとともに、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する要因にもなっており、農家の高齢化が進む本地区ではその改善が大きな課題となっている。 このため、老朽化の著しい農業用排水路の再整備を実施することで、農地・農業用施設を維持保全し、担い手の営農意欲の向上、地域の活性化を図ることが期待される。  よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。		

# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	(落合久万郷地区)	
	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	3.6 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に小規模農林地等保全整備により整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>本地区は昭和35年に開田され急峻な地形条件のもと、水稻の栽培を中心として農業を営んでいるが、農業用施設の老朽化が進行し、補修や維持管理に多大な労力を費やすとともに、安定的な農業用水の確保が懸念されている。また、農家の高齢化も同様に進行し、高齢農家による高い畦畔沿いの畔塗りや草刈り、溝掘り作業は肉体的・精神的負担となり、作業効率の悪化を招くだけでなく、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因となっている。</p> <p>よって、本事業を行うことにより、維持管理労力の節減が図られるとともに、高齢農家の負担軽減、担い手農家の営農意欲向上など、地域の活性化が期待される。また、営農が継続されることにより、山間地域の農地が有する水源涵養などの多面的機能が維持され、併せて農地の保全が図られる。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p> <p>農用排水施設(A=3.6ha) + 耐久性畦畔・湧水処理(A=0.8ha) - 重複面積(A=0.8ha) = 受益面積(A=3.6ha)</p>		
事業活用活性化計画目標	(東明杖地区)	
	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	5.3 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>本地区は昭和50年～昭和51年にかけて農業構造改善事業において、区画整理が行われ農地及び営農の向上が図られているが、整備後40年近くが経過し、用排水路の老朽化が進行しており、亀裂や損壊等により取水及び排水機能の低下が顕著となっている。用排水路の機能の低下は、補修に多大な労力を費やし、高齢化が進行する中で耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する要因にもなっており、この要因を取り除くことが、今後も農用地を維持する上で非常に重要である。</p> <p>このため、老朽化の著しい農業用排水路の再整備を実施することで、農地・農業用施設を維持保全し、担い手の営農意欲の向上、地域の活性化を図ることが期待される。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>		

## II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
小規模農林地等 保全整備	野地横通地区	農業用排水施設	N=41路線 (L=4800m)	H25～H28	久万高原町	132,000	72,600	55%	72,600	本地区の用排水路は、団体営圃場整備事業で区画整理とともに整備されているが、整備後30年以上が経過し、老朽化した用排水路は長年の雨水等により相当傷んでおり、補修に多大な労力を費やすと共に安定的な農業用水の確保が懸念されており、これを改修することにより農業用水の供給、排水機能が確保され、安定的な農業用水の供給が可能となり、ブランド米を生産する優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、耕作放棄地の解消が期待され地域の活性化と定住の促進に資するものである。
		耐久性畦畔 湧水処理	N=80箇所 (L=6430m) N=27箇所 (L=1370m)	H25～H28	久万高原町	58,000	31,900	55%	31,900	高齢農家にとっては高い畦畔沿いの畦塗作業や草刈り作業、溝掘り作業は肉体的、精神的負担となり、また湧水により作業効率の悪化を招いていることから、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因にもなっている。これらの要因を取り除くことにより農地・農業用施設の維持保全機能が確保され、担い手の確保や農地の持続性が向上し耕作放棄地の解消が図られ地域の活性化と定住の促進を図ることが期待される。 また、本地区においては、山間地域の農地が有する水源涵養などの多面的機能の維持と、都市住民に対し癒しの空間を提供することを目的に、棚田の景観保全や畦畔、土羽を活用した景観植物の定植を進め、本事業の実施と併せ、都市住民との交流、地区住民の連帯感の醸成を図ることも可能となる。
農業用排水施設	槇の川地区	農業用排水施設	N=19路線 (L=4550m)	H27～H29	久万高原町	122,000	67,100	55%	67,100	本地区の用排水路は、地区再編農業構造改善事業で区画整理とともに整備されているが、整備後30年余りが経過し、未改修の用排水路は長年の雨水等により相当傷んでおり、補修に多大な労力を費やすとともに、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する要因にもなっており、これを改修することにより農業用水の供給、排水機能が確保され、安定的な農業用水の供給が可能となり、優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、耕作放棄地の解消が期待され地域の活性化と定住の促進に資するものである。
小規模農林地等 保全整備	落合久万郷地区	農業用排水施設	N=4路線 (L=1000m)	H26～H28	久万高原町	27,000	14,850	55%	14,850	本地区は昭和35年に開田され急峻な地形条件のもと、水稲の栽培を中心とした営農を営んでいるが、農業用排水施設の老朽化が進行し、補修や維持管理に多大な労力を費やすとともに、安定的な農業用水の確保が懸念されており、これを改修することにより農業用水の供給、排水機能が確保され、安定的な農業用水の供給が可能となり、優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、耕作放棄地の解消が期待され地域の活性化と定住の促進に資するものである。
		耐久性畦畔 湧水処理	N=7箇所 (L=480m) N=16箇所 (L=560m)	H26～H28	久万高原町	9,000	4,950	55%	4,950	高齢農家にとっては高い畦畔沿いの畦塗作業や草刈り作業、溝掘り作業は肉体的、精神的負担となり、また湧水により作業効率の悪化を招いていることから、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因にもなっている。これらの要因を取り除くことにより農地・農業用施設の維持保全機能が確保され、担い手の確保や農地の持続性が向上し、耕作放棄地の解消が期待され地域の活性化と定住の促進を図ることが期待される。 また、山間地域の農地が有する水源涵養などの多面的機能が維持され、併せて農地の保全が図られる。
農業用排水施設	東明杖地区	農業用排水施設	N=7路線 (L=1250m)	H26～H28	久万高原町	30,000	16,500	55%	16,500	本地区は昭和50年～昭和51年にかけて農業構造改善事業において、区画整理が行われ農地及び営農の向上が図られているが、整備後40年近くが経過し、用排水路の老朽化が進行しており、亀裂や損壊等により取水及び排水機能の低下が顕著となっている。また、補修に多大な労力を費やすとともに安定的な農業用水の確保が懸念されており、これを改修することにより農業用水の供給、排水機能が確保され、安定的な農業用水の供給が可能となり、優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、耕作放棄地の解消が期待され地域の活性化と定住の促進に資するものである。
合 計						378,000	207,900		207,900	

### Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当なし			



		前年度まで		本年度										本年度までの累計		翌年度以降(予定)										備考	
交付金額 (千円未満切捨)	交付額算 交付率 (B)	交付限度額 (C)=(A)×(B) (千円未満切捨)	事業費 (D)	交付金額	事業内容 及び 事業量	事業費 (千円未満切捨)	都道府県費	市町村費	その他	年度末 進捗率 (E)	単年度 交付限度額 (C)×(E)-(D) (千円未満切捨)	仕入れに係る 消費税相当 額	事業費	交付金額	翌年度以降の累計		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度				
															事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額			
104,500,000	55	104,500,000	0	0	耐久性能計測機2 L=120m 潜水探照機2 L=50m 測量記録機 1台	17,000,000	9,350,000	850,000	5,415,000	1,385,000	8.9	9,350,000	該当なし	17,000,000	9,350,000	173,000,000	95,150,000	57,000,000	31,350,000	74,000,000	40,700,000	42,000,000	23,100,000				
67,100,000	55	67,100,000	0	0												122,000,000	67,100,000	0	17,000,000	9,350,000	70,000,000	38,500,000	35,000,000	19,250,000			
19,800,000	55	19,800,000	0	0												36,000,000	19,800,000	5,000,000	2,750,000	20,000,000	11,000,000	11,000,000	6,050,000				
16,500,000	55	16,500,000	0	0												30,000,000	16,500,000	5,000,000	2,750,000	15,000,000	8,250,000	10,000,000	5,500,000				
207,900,000		207,900,000	0	0		17,000,000	9,350,000	850,000	5,415,000	1,385,000	4.5	9,350,000	該当なし	17,000,000	9,350,000	361,000,000	198,550,000	67,000,000	36,850,000	126,000,000	69,300,000	133,000,000	73,150,000	35,000,000	19,250,000		
207,900,000		207,900,000	0	0		17,000,000	9,350,000	850,000	5,415,000	1,385,000		9,350,000	該当なし	17,000,000	9,350,000	361,000,000	198,550,000	67,000,000	36,850,000	126,000,000	69,300,000	133,000,000	73,150,000	35,000,000	19,250,000		
207,900,000		207,900,000	0	0		17,000,000	9,350,000	850,000	5,415,000	1,385,000		9,350,000	該当なし	17,000,000	9,350,000	361,000,000	198,550,000	67,000,000	36,850,000	126,000,000	69,300,000	133,000,000	73,150,000	35,000,000	19,250,000		
756,000		756,000	0	0		68,000	34,000	0	28,050	5,950		34,000	該当なし	68,000	34,000	1,444,000	722,000	268,000	134,000	504,000	252,000	532,000	266,000	140,000	70,000		
3,213,000		3,213,000	0	0		288,000	144,000	144,000	0	0		144,000	該当なし	288,000	144,000	6,138,000	3,069,000	1,138,000	569,000	2,142,000	1,071,000	2,262,000	1,131,000	596,000	298,000		
211,869,000		211,869,000	0	0		17,356,000	9,528,000	994,000	5,443,050	1,390,950		9,528,000	該当なし	17,356,000	9,528,000	368,582,000	202,341,000	68,406,000	37,553,000	128,646,000	70,623,000	135,794,000	74,547,000	35,736,000	19,618,000		
211,869,000		211,869,000	0	0		17,356,000	9,528,000	994,000	5,443,050	1,390,950		9,528,000	該当なし	17,356,000	9,528,000	368,582,000	202,341,000	68,406,000	37,553,000	128,646,000	70,623,000	135,794,000	74,547,000	35,736,000	19,618,000		
207,900,000		207,900,000	0	0		17,000,000	9,350,000	850,000	5,415,000	1,385,000		9,350,000	該当なし	17,000,000	9,350,000	361,000,000	198,550,000	67,000,000	36,850,000	126,000,000	69,300,000	133,000,000	73,150,000	35,000,000	19,250,000		
756,000		756,000	0	0		68,000	34,000	0	28,050	5,950		34,000	該当なし	68,000	34,000	1,444,000	722,000	268,000	134,000	504,000	252,000	532,000	266,000	140,000	70,000		
3,213,000		3,213,000	0	0		288,000	144,000	144,000	0	0		144,000	該当なし	288,000	144,000	6,138,000	3,069,000	1,138,000	569,000	2,142,000	1,071,000	2,262,000	1,131,000	596,000	298,000		

計画主体名	愛媛県 愛媛県久万高原町		
計画期間 実施期間	平成25年度～平成29年度 平成25年度～平成29年度	総事業費（交付金）	378,000千円（207,900千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	過疎高齢化が著しく進行している地域であり、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保や維持保全、また環境保全型農業の定着により、既にブランド化している久万清流米の生産拡大並びに品質向上を図ることによって安定した農業経営を確保し、農林業が健全に展開され、地域が活性化し、定住化を図ることにより耕作放棄地の解消目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	久万高原町建設計画（平成15年11月制定）、土地改良事業計画（事業計画期間中に制定）、県および町の過疎地域自立方針（平成22年11月制定）等との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	受益者組合、水利組合、地域住民が組織する自治会、面河川漁協等に事業概要を説明し、合意形成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	事業推進に当たり、協議会（女性含む）を設立し、意見交換を行っている。
事業の推進体制は確立されているか	○	それぞれの地区で、事業推進協議会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用排水施設の整備（水路改修）や耐久性畦畔および湧水処理の整備により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を図り、地域が目指す「環境保全型農業」と「ブランド化」が推進され、耕作放棄地を解消することで定住の促進が図られることから、整合性が確保されている。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間及び実施期間ともにH25～H29の5ヶ年としており、基本方針及び実施要領で原則3～5年程度と定められた期間内で適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費× <b>交付額算定交付率</b> ）の範囲内か	○	交付要望額 = 207,900千円 交付限度額 = 378,000千円 × <b>交付額算定交付率</b> 55% = 207,900千円であり、範囲内である。

2 個別事業について（野地横通地区）

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、鉄筋コンクリート水路40年、2次製品水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルによる算定結果は1.09（農地保全：1.10 農用排：1.09）である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別22の事業主体（町）と、事業メニュー（57）の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。  ・五法指定地域等（山村、過疎、特農）であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上（21.4ha）である。  ・受益戸数は農業用排水施設31戸、農地保全23戸（用排水と重複）である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、集落（野地・横通）が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等にあって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	資材運搬工、急傾斜を流下する水路工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水路については、更新整備であるため現況施設敷内で整備するものであるが、借地等用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保することとしている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠			
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 320 1030 456">処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか</td> <td data-bbox="1030 320 1267 456">—</td> <td data-bbox="1267 320 2072 456">該当なし。</td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 456 1030 525">地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td data-bbox="1030 456 1267 525">—</td> <td data-bbox="1267 456 2072 525">該当なし。</td> </tr> </table>	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。			
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 593 1030 662">地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</td> <td data-bbox="1030 593 1267 662">—</td> <td data-bbox="1267 593 2072 662">該当なし。</td> </tr> </table>	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 662 1030 730">生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</td> <td data-bbox="1030 662 1267 730">—</td> <td data-bbox="1267 662 2072 730">該当なし。</td> </tr> </table>	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 730 1030 799">1年を通して運営される施設であるか</td> <td data-bbox="1030 730 1267 799">—</td> <td data-bbox="1267 730 2072 799">該当なし。</td> </tr> </table>	1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。		
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 799 1030 868">6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</td> <td data-bbox="1030 799 1267 868">—</td> <td data-bbox="1267 799 2072 868">該当なし。</td> </tr> </table>	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。			
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。			
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、指名競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、久万高原町建設工事入札心得の他、HP等にて公表している。			
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1166 1030 1299">維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）</td> <td data-bbox="1030 1166 1267 1299">○</td> <td data-bbox="1267 1166 2072 1299">農業用排水施設については、野地横通水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	農業用排水施設については、野地横通水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	農業用排水施設については、野地横通水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1299 1030 1401">収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td data-bbox="1030 1299 1267 1401">—</td> <td data-bbox="1267 1299 2072 1401">該当なし。</td> </tr> </table>	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。		
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。			
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。			

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請はない。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 個別事業について（槇の川地区）

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、鉄筋コンクリート水路40年、2次製品水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルによる算定結果は1.11である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体（町）と、事業メニュー①の事業内容の要件である受益面積が5ha以上（11.8ha）を満たしている。 なお、受益戸数は13戸である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、集落（槇の川）が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	資材運搬工、急傾斜を流下する水路工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水路については、更新整備であるため現況施設敷内で整備するものであるが、 <b>借地等</b> 用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保することとしている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、指名競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、久万高原町建設工事入札心得の他、HP等にて公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	農業用排水施設については、槇の川水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請はない。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 個別事業について（落合久万郷地区）

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、鉄筋コンクリート水路40年、2次製品水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルによる算定結果は1.17（農地保全：1.10 農用排：1.24）である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別22の事業主体（町）と、事業メニュー（57）の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等（山村、過疎、特農）であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上（3.6ha）である。 ・受益戸数は農業用排水施設5戸、農地保全5戸（用排水と重複）である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、集落（落合）が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	資材運搬工、急傾斜を流下する水路工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	水路については、更新整備であるため現況施設敷内で整備するものであるが、 <b>借地等</b> 用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保することとしてい <b>る</b> 。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
II の第 1 の 2 の ( 4 ) のウの基準に照らし適正であるか		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、指名競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、久万高原町建設工事入札心得の他、HP等にて公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	農業用排水施設については、落合水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請はない。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 個別事業について（東明杖地区）

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、鉄筋コンクリート水路40年、2次製品水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルによる算定結果は1.21である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体（町）と、事業メニュー①の事業内容の要件である受益面積が5ha以上（5.3ha）を満たしている。 なお、受益戸数は15戸である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、集落（東明杖）が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	資材運搬工、急傾斜を流下する水路工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水路については、更新整備であるため現況施設敷内で整備するものであるが、 <b>借地等</b> 用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保することとしている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、指名競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、久万高原町建設工事入札心得の他、HP等にて公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	農業用排水施設については、東明杖水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請はない。

注) 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。